

令和7年 第7回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年7月22日 火曜日
2. 総会招集の期日 令和7年7月22日 火曜日
3. 開会の日時 令和7年7月25日 金曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	三 浦 美佐子 補 佐
井 上 克 俊 係 長	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和7年7月25日 金曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第9号 非農地証明願について |
| 日程第3 | 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第24号 長井農業振興地域整備計画の変更について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第7回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号3番 小林美和子 委員、議席番号4番 平 博之 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第9号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第9号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この1件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

次に日程第3 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第22号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。片倉 功 委員をお願いいたします。

○ 2 片倉 功 委員

はい。今回の番号1でございますが、譲渡人の〇〇〇〇さんというのは、譲受人の●●●●さんのお兄さんの妻ということです。●●さんのお兄さんというのは、実家の平山から中央地区に出て移り住んでいました。そういうこともあって、●●さんが数十年前に実家に戻ってきて家の農地も全部耕していたということです。今回お兄さんが亡くなって、妻の〇〇さんが相続して、その子供たちは農地を耕作する予定はない、ということで●●さんへの無償譲渡に至ったということです。●●さんは、現在シルバー人材センターに行きながら、きちんと耕しておられますので問題はないというふうに思います。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、青木 久美子 委員の退席をお願いいたします。

— 青木 久美子 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請1件について、これを許可することに決定いたします。ここで 青木 久美子 委員の復席を求めます。

— 青木 久美子 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

青木 久美子 委員に申し上げます。ただいま、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請1件について、これを許可することに決定しましたので、告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第4 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

― 議案第23号朗読後、説明 ―

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は全体で2件でございます。1番 台町の1筆。地目が畑、面積が281㎡でございます。権利種別：使用貸借。貸付人：〇〇〇〇。借受人：●●●●。転用の目的は飲食店の建設のためとなっております。概要ですが、当該地を使用貸借して飲食店を営むため転用を申請するものです。続いて費用面ですが、このたびは使用貸借ですので賃借料及び土地取得費は発生しません。建築費■■万円、工作物■■万円、総額■■万円でございます。続いて要件ですが、当該地は、第三種農地に該当するため許可は可能となります。造成は道路と同程度の高さであるため行いません。法面は当該地に隣接する西側の畑との境界に低い土留め壁を設置いたします。取排水は上水道及び公共下水道、雨水：自然流下で道路側溝に流下します。続いて図面等見ていただきながら位置関係ですが、北側は宅地、南側及び東側は公衆用道路を挟んで宅地。西側は畑及び宅地となっております。周囲への影響についてですが、建物が平屋建てであり高さがそこまで高くないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。続いて2番。幸町の1筆。地目が畑、面積が408㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が川西町在住の●●●●及び●●でございます。転用目的は一般個人住宅及び駐車場設置のためです。概要ですが、当該地に一般個人住宅を建築、駐車場を造成するため転用申請をするものです。続いて費用面です。土地取得として総額■■万円、造成費■■万円、建築費として■■万円、その他■■万円、総額■■万円となっております。要件ですが、当該地は、第三種農地に該当するため許可は可能となります。造成は約65cmの盛土を行います。法面は自然植生による法面保護を行います。取排水は上水道及び公共下水道、雨水は地下浸透です。位置関係ですが、北側は宅地、南側は公衆用道路を挟んで雑種地・宅地、東側は宅地、西側は宅地及び畑となっております。周囲への影響についてですが、建物の高さを加減するため周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

― (「なし」の声あり) ―

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

― 挙手全員 ―

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに意見決定いたします。

次に、日程第5 議案第24号 長井農業振興地域整備計画の変更について 農用地区域からの除外について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。三浦補佐。

◎ 三浦補佐

― 議案第24号朗読後、説明 ―

計画者が時庭にお住いの●●●●さん。変更事由は一般個人住宅を建設するためです。所有者は米沢市にお住いの〇〇〇〇さん。こちらについては地域計画の区域内に入っておりまして、変

更については協議済みでございます。それでは、今回の時庭の案件ですが、資料をご覧ください。

このたびは除外申請が1件でございます。計画者は、時庭にお住いの●●●●。土地所有者は米沢市在住の○○○○さんです。当該地は耕作されていない畑地目の土地で、そこに一般個人住宅を建設するものです。●●●●さんは当該土地を選定するにあたり、農振白地の土地をほかに3か所ほど検討されたそうです。資料の中の「土地の候補地一覧」にございますが、候補地を3つ選定なさいました。時庭2か所、今泉1か所でございます。検討されたのですが、地権者から同意が得られなかったり、立地、面積が条件に合わなかったりしたため、やむなく当該地を選定したものです。当該計画地は平成22年度に完了した豊里地区経営体/育成基盤整備事業の区域内ですが、完了から8年以上経過している箇所でございます。こちらの計画地は地域計画の区域に入っておりまして、すでに変更申出書を農林課のほうに提出いただき協議が済んでおります。農振除外と合わせて地域計画から除外される見込みでございます。以上の点から、除外に関しては問題ないと思われまゝす。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで 片倉 功 農業振興専門部会長より、現地調査報告を求めます。

○ 2 片倉 功 農業振興専門部会長

今回は除外1件であります。今月9日に、時庭担当の鈴木憲一農業振興専門副部会長と事務局と現地確認してまいりましたので、ご報告いたします。計画者の●●●●さんは、ご実家の近所である当該土地を譲り受け、個人住宅を新築するという申請内容です。この辺りは、時庭の農業法人▲▲▲▲が一带の農地を水稻及び大豆を耕作している場所で、当該地はその地域の一角にあります。平成20年ころから耕作がされていないとのことで作付けは何もされていませんでした。計画地の北側と東側に白川土地改良区の水路があり、合併処理浄化槽の排水を東側に流す計画ということですが、土地改良区からの排水同意は得ているとのことです。北側に水路、東側は水路と道、南側は道と水路、西側は宅地と道に囲まれたところで、さらに耕作していない「畑」ということで、周囲の農地とは一体性を欠くような状況にあり、担い手の利用調整の対象になりにくい土地であると感じましたので、農業上の効率的な利用に支障を及ぼすような除外ではなく、担い手の農地利用集積や安定的な農業経営、農地の集団化を損なうものではないと見てまいりましたので、特に問題ないと思われまゝす。以上 報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

はい。ここで暫時休憩を挟みます。

休 憩（9：17）

再 開（9：33）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。事務局及び農業振興専門部会長の説明が終わりました。長井農業振興地域整備計画の変更1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので採決いたします。議案第24号 長井農業振興地域整備計画の変更1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第24号 長井農業振興地域整備計画の変更1件について、これを承認することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第7回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9：34

上記のとおり、令和7年第7回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に
相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年7月25日

議 長	会 長	⑩
-----		-
議事録署名委員	3 番	⑩

議事録署名委員	4 番	⑩
